

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村

### 2 構造改革特別区域の名称

飛鳥認定通訳ガイド特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

政府が観光立国を目指しインバウンド事業を推進する中、平成24年に836万人であった訪日外国人観光客が、平成28年には2,404万人に増加し、平成29年は昨年比平均18%増で推移している。日本の人口減少により日本経済は国内のみの事業展開では難しく、国内市場の限界が迫ってきていたため国外の顧客に目を向ける必要があり、経済発展が著しいアジア諸国をはじめとした世界の旅行市場の拡大は看過できない状態である。

橿原市には初代天皇である神武天皇が祀られ、日本のはじまりの地といえる「橿原神宮」や、江戸時代の佇まいがそのまま残った重要伝統的建造物群保存地区の「今井町」、大和三山に囲まれ日本初の本格的都城が置かれた「藤原宮跡」が位置している。高取町には約670年前に築城された「高取城」やその城下町、西国三十三ヶ所めぐりの六番札所である「壇阪寺」が位置し、薬となる動植物が生息していたことから大和壳薬の中心として薬業の発達し「薬」のまちとして知られている。明日香村には蘇我馬子の墓と言われる「石舞台古墳」や日本最古の仏像・飛鳥大仏で有名な「飛鳥寺」、謎の石造物「亀石」などがあり、貴重な遺跡や埋蔵文化財の宝庫となっている。このように魅力高い歴史的な観光資源が豊富にある橿原市・高取町・明日香村の3市町村で形成された地域を飛鳥地方という。

橿原市においては、明日香村・桜井市・奈良県と共に平成19年1月に「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界文化遺産暫定一覧表に記載され、橿原市、高取町、明日香村の3市町村においては、平成27年4月に日本初の日本遺産「日本国創成のとき～飛鳥を翔た女性たち～」が認定された。また平成29年4月には「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」も日本遺産に認定されるなど、飛鳥地方の注目度が世界中に高まっている。南阪奈道路や京奈和自動車道などの道路網の発達により関西国際空港からリムジンバスで約50分、大阪国際空港や神戸空港からも約1時間程度でアクセス可能であるため、注目度が高まっている今こそ歴史文化に関心が高い外国人の更なる誘客を進める機会であると考える。

専門的で奥深い飛鳥地方の魅力を伝えるには、質の高い通訳ガイドが必要であり、外国人

観光客の多様なニーズに対応し楽しみと満足感を与えることのできる能力とホスピタリティが求められる。外国人観光客に対応した専門的な研修を受けていないボランティアガイドでは十分な対応ができず、また、報酬を得ることができないため優秀な人材が入ってこないなどの課題があることから、通訳案内法の特例を活用した飛鳥認定通訳ガイドの育成・確保が急務となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

飛鳥地方においては、現在「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界文化遺産登録を目指しており、平成27年に認定された日本遺産の構成遺産とともに、古代に形成された律令国家「日本」に関わる貴重な歴史的遺産を数多く見ることができる。橿原考古学研究所や奈良文化財研究所などの研究施設が位置するなど、まさに日本の考古学の聖地とも言えるエリアである。

平成30年2月の大和八木駅前の宿泊施設開店に加え、飛鳥地方が世界文化遺産登録となつた場合には、団体旅行（パッケージツアー）の増加とともに個人旅行による海外からの観光客（F I T）の増加が見込まれ、飛鳥地方の魅力を伝えることができるレベルの高い通訳観光案内の課題の対応が急務である。

飛鳥地方の魅力を的確にかつ楽しく伝え、外国人観光客の満足度向上や滞在期間の延長につなげるために、地域限定の通訳案内士の養成・確保が必要であり、それに伴う地域の活性化、新たな雇用の促進を図る。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

飛鳥認定通訳ガイドを養成・確保することで、多様化する外国人観光客の観光案内のニーズに幅広く対応することが可能となり、外国人観光客の満足度の向上と、滞在期間延長による観光消費額の拡大や宿泊客増加を目指す。また、飛鳥地方は奈良県のほぼ中央に位置することから、県南部・東部への入口となるため、飛鳥地方の通訳案内士を育成することで飛鳥地方の雇用の促進と県南部・東部の活性化につなげる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

飛鳥認定通訳ガイドを育成することにより、ガイド料を有償とした通訳ガイドを生業とすることができるため、高齢化が急速に進む飛鳥地方において新たな雇用と定住が期待される。また通訳ガイドを活用することにより外国人観光客の満足度が高まるため、滞在期間の延長や再来訪、観光消費額の拡大、口コミなどによる新規外国人観光客の増加が見込まれ、飛鳥地方の主要産業である観光業が活性化される。

## 8 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

別紙

1 特定事業の名称

1229 地域限定特例通訳案内士育成等事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

飛鳥認定通訳ガイド特区内で通訳案内士として活動することを前提に、奈良県、橿原市、高取町、明日香村が実施する通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村

(2) 事業が行われる区域

橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域

(3) 事業の実施期間

認定を受けた日から飛鳥認定通訳ガイド特区の必要性が認められなくなるまでの期間

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

当該区域内において、飛鳥認定通訳ガイドが報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

(5) その他

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の2第8項、第9項及び第10項の規定により準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第3章、第4章及び第35条の一の地方公共団体については橿原市とする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 飛鳥認定通訳ガイドの育成及び登録の方法

① 対象者の語学力の条件

言語	母国語	語学力
英語	日本語	TOEIC 730 点以上、実用英語技能検定準1級以上 又は TOEFL iBT 80 点以上の英語能力を有すること

	英語	日本語能力検定 N2 級以上の日本語能力を有すること
	日本語及び 英語以外	TOEIC 730 点以上、実用英語技能検定準 1 級以上 又は TOEFL iBT 80 点以上の英語能力を有し、かつ 日本語能力検定 N2 級以上の日本語能力を有すること
口述試験		1 人あたり 15 分程度の面接形式とし、語学力を審査する

## ②研修の内容について

研修項目	研修内容	研修時間 (単位: 時間)	想定する講師	外国語 授業
オリエンテーション	・研修の開催に当たっての説明、 通訳案内士制度との違いについて 説明等 ・本地域の観光振興への取り組み 及び総合特区での取り組み等	2	観光振興への取り組み、特区 の取り組み等県の職員	
語学研修	・英語を用いて、旅行者とのコ ミュニケーションを円滑に図る知識 ・観光案内業務、情報提供、旅行 相談等の対応ができる知識	15	ネイティブ講師もしくは語 学教室講師	○
コミュニケーション・ ホスピタリティ	・接遇研修 ・ホスピタリティ精神についての 事項ほか	2	外国人宿泊者の多い宿泊施 設関係者もしくは航空関係 者を選定	
ガイドスキル	・案内時におけるマナー習得	2	通訳案内士有資格者等	
飛鳥地方の地理・歴史	・飛鳥地方の資産概要、法令等 ・世界遺産、日本遺産について ・自然資源に関する事項 ・歴史文化・伝統芸能に関する事項	20	檜原市、高取町、明日香村、 県の指定する講師	
旅程管理	・基礎・国内旅程管理業務に関する 科目	5	観光庁長官の認定を受けた 機関	
救命救急	・AED (自動体外式除細動器) の取扱い ・応急(救命)手当の知識・技術	3	日本赤十字社、消防局等	
実地試験説明会	・実地試験の概要説明	2	通訳案内士有資格者等	
現場実習	・今井町エリア、土佐街道エリア、 石舞台エリア・市街地エリア	12 (2回) 6 (実地試験)	ボランティアガイド等+語 学講師	○
計		69		

○オリエンテーション (研修時間 : 2 時間)

研修の開催にあたっての説明及び飛鳥認定通訳ガイドと通訳案内士制度との違いに

について説明を行う。

○語学（研修時間：15時間）

英語を用いて、旅行者とのコミュニケーションを円滑に図ることができ、観光案内業務、情報提供、旅行相談等の対応ができるレベルの語学研修、及び飛鳥地方の地理・歴史等の知識を楽しくわかりやすく伝える英語表現力の研修を行う。

○コミュニケーション・ホスピタリティ（研修時間：2時間）

外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識、おもてなしの精神について学ばせるものとする。

○ガイドスキル（研修時間：2時間）

案内時におけるマナー等について学ばせるものとする。

○飛鳥地方の概要、地理・歴史研修（研修時間：20時間）

飛鳥地方の歴史・資産概要、世界遺産・日本遺産について、法令や飛鳥の歴史文化、伝統芸能、自然資産について学ばせるものとする。

○旅程管理（研修時間：5時間）

観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内旅程管理研修について受講させる。

旅行者の移動の円滑化に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等を学ばせるものとする。

○救急救命（研修時間：3時間）

日本赤十字社、消防局等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、AED（自動体外式除細動器）の取扱いや応急（救命）手当ての知識・技術を習得させるものとする。

○実地試験説明会（研修時間：2時間）

現場に出て実地試験を受けるに当たっての、注意事項等の説明をし、実地試験を受けるに当たっての心構えを持たせるものとする。

○現場実習（研修時間：2回（12時間））

模擬ツアーでのガイドスキル向上研修を行う。

③効果測定方法について

上記のとおり、指定する研修を全て受講し、語学力の要件も満たすものは、登録にあたり実地試験を受けることとする。この実地試験は、実際に観光施設等において模擬ツアーを実施し、受講者のコミュニケーションスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力について審査の対象とする。

④顧客の求める日時に応じて飛鳥認定通訳ガイドを常時手配できる方法

事業の実施主体である橿原市、高取町、明日香村、奈良県が提示する構造改革特別区域飛鳥認定通訳ガイド養成研修について実施可能な事業者等に委託を行い、研修運営・実施を行う。研修修了者は、橿原市（上記1県1市1町1村の窓口）に飛鳥認定通訳ガイドの登録・変更・再交付にかかる手続きを行うこととする。また、橿原市、高取町、明日香村の観光案内所等に飛鳥認定通訳ガイドを活用できる窓口を確保し、土日を含めて外国人観光客のニーズに応えられる体制をとることとする。

⑤飛鳥認定通訳ガイドのPRについて

橿原市、高取町、明日香村、奈良県及び各々の観光協会、ビジターズビューローのホームページや窓口において、飛鳥認定通訳ガイド制度を周知する。併せて、旅行代理店やメディアに対して情報提供を行い、活用を促進する。

⑥通訳案内士制度と飛鳥認定通訳ガイドとは別制度であることの周知に係る方法

飛鳥認定通訳ガイドの受講生に対しては、研修時のオリエンテーションにおいて、通訳案内士と異なる点について説明を行う。

また旅行会社やメディアに対しても現行の通訳案内士とは異なる制度であることにについて、ホームページや説明会等を活用し周知を行う。

⑦研修を修了し登録を受けた者が、将来的に通訳案内士になることを奨励する方法

飛鳥認定通訳ガイド登録者に対し、フォローアップ研修を行う。質の向上を目的とし、飛鳥認定通訳ガイドのガイドスキルの底上げを図る。将来的には、通訳案内士（国家資格）人材へつなげることとする。